

サウジアラビアで起業
サウジアラビアへ駐在員派遣
ライセンスを忘れずに

2015年1月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كليرد و كو
CLYDE & CO

サウジアラビア王国（サウジ）は、中東最大の経済国の一つであり、過去 6 年で、その市場はますます活発になりました。通常、サウジ市場へ進出を望む企業は、提携企業などに駐在員を派遣し、市況をうかがい、参入の機会を狙います。

このような活動は、外国企業がサウジ企業の通商許可を利用して王国内で営業することを防止する目的で定められた法律に抵触する可能性が大いにあります。過去 3 年間で、サウジの規制当局は、サウジ経済に悪影響を及ぼす恐れのある活動、違法行為とみなされる活動の取り締りを強めてきました。

2013 年、6 カ月の入国管理法執行停止期間中に、何百万人も 外国人が適切な居住許可を取得する一方、何千人もの不法労働者が強制送還されました。

この法的取り締りは、2015 年も継続されています。ここ数カ月、商工業省（MOCI）は、サウジ王国の経済界に影響を及ぼす“最も危険な活動”を撲滅するための努力の一環として、サウジ国民を名乗る外国人駐在員による不法な新事業（隠匿-アラビア語で“Tasattur”）を特に厳しく取り締まっています。

サウジ王国では、年間 2,300 億 SAR（サウジ・リアル）を超える Tasattur の取引があると見積もられています。これら Tasattur 取引の多くは、月収 5 万サウジ・リアルから 100 万サウジ・リアルの小規模、あるいは中規模の事業です。リヤド商工会議所の調査によると、サウジ王国で行われている Tasattur 取引の数は、およそ 20 万にもものぼることです。（情報源：<http://www.arabnews.com/saudi-arabia/news/686836>）

ヒジュラ歴 1425 年 5 月 4 日（2004 年 6 月 22 日）の勅令 M/22 で発布されたサウジアラビア隠匿防止法（"Anti Concealment Law"）は、必要な（取得可能な）承認あるいは許可を得ず、外国人にサウジ国民のライセンスや施設を利用させることにより、外国人のサウジアラビアでの投資あるいは営利活動を補助する者は、“隠匿”罪に値すると定めています。隠匿防止法の 4 条および 5 条は、“隠匿”罪に科される罰則を次のように定めています。：

1. 最高 100 万サウジ・リアル（およそ 266,667 米ドル）の罰金
2. 最長 2 年の禁固刑
3. 王国からの強制退去
4. 王国への再入国禁止

また、“隠匿”に関与した外国組織に対し、ザカート・収入税局は、“隠匿”による活動期間中に得た推定利益に基づき、課税額を算出します。

MOCIは、同省のウェブサイト、新聞、Twitterなどを利用して取り締りにあたっています。同省は、サウジアラビア人とヨルダン人の有罪判決を公表しました。

ーダンマンでの Tasattur 取引への関与の罪で、200 万サウジ・リアル of 罰金、ヨルダン人の国外追放、新聞 2 紙に有罪判決を掲載し、費用は受刑者が負担すること。

また今月 MOCI は、サウジアラビア人、インド人、2 人のイエメン人の有罪判決についても公表しています。

ーリヤドでの Tasattur 取引への関与の罪で、45 万サウジ・リアル of 罰金、インド人とイエメン人の国外追放、新聞 2 紙に有罪判決を掲載し、費用は受刑者が負担すること。

さまざまな取引が、隠匿防止法に違反する活動とみなされる危険性を含んでいます。代理店、顧客先、提携会社などへの駐在員派遣もその一つです。駐在員の活動、名刺、市場との関わりを監視・監督することが非常に重要です。

近ごろ、閣僚会議は、市場の抜き打ち査察の実施を関連機関に指示し、Tasattur 取引を MOCI へ報告するよう命じました。隠匿防止法を行使する手段として、サウジ王国は現在、駐在員による外貨送金を監視し、それらが Tasattur 取引によるものか否かを確認するという方策を検討中です。

Key contacts

Sara Khoja, Partner

sara.khoja@clydeco.com

卷田隆正, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see <http://www.albosailylawoffice.com> for licence detail.